

各務原市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

各 務 原 市



【 目 次 】

第1章 公共施設等総合管理計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象施設	2
第2章 本市の現状	4
1 人口推計	4
2 財政状況と将来見通し	6
第3章 公共施設等の現状と課題	10
1 保有施設の現状	10
2 施設の利用状況	19
3 維持更新費用に関する将来見込み	20
4 充当可能な財源との比較	24
5 課題の整理	25
第4章 公共施設等マネジメント基本方針	26
1 計画期間	26
2 目標	26
3 基本方針と取組み	27
4 施設類別に応じた基本方針	31
第5章 計画推進へ向けた取組み	38
1 庁内推進体制の構築	38
2 市民との情報共有	38
3 個別施設計画の策定	39
4 フォローアップの実施方針	39

第1章 公共施設等総合管理計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市では、高度経済成長期以降の人口増加や行政需要の拡大を背景に、市民の大切な暮らしを支える、学校、スポーツ施設、図書館、地域の集会場や、道路、公園、上下水道など、様々な公共建築物やインフラ資産（以下、「公共施設等」という。）が集中的に整備され、現在では多くの公共施設等を保有しています。

今後、人口減少や少子高齢化が進展していく中、公共施設等については同時に老朽化が進行し、一斉に改修や更新時期を迎えることとなりますが、地方財政は依然として厳しい状況が続くことが予想され、これらに要する多額の維持更新費用により、今後、大きな財政負担を強いられることとなります。

こうした公共施設等を取り巻く環境の変化は、本市に限らず、全国的な課題となっていることから、国はインフラの老朽化対策の推進を目的に「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）を策定し、さらに、各地方自治体に対して「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月）により、すべての公共施設等を対象とした管理に関する基本的な方針を示す「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

本市においても、これまでに整備してされた公共施設等の老朽化が顕在化する中、人口減少や公共施設等の利用ニーズの変化が予想されることを踏まえ、公共施設等のあり方を総合的に検討する必要があります。

そこで、公共施設等の全容を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図るため、「各務原市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定することとしました。

本市においては、この総合管理計画を着実に推進することにより、市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立した都市経営の確立を目指していきます。

2 計画の位置付け

総合管理計画は、本市のまちづくりの羅針盤となる最上位計画『各務原市総合計画』の下位計画として位置付け、本市が保有する公共施設等の全体に関する総合的なマネジメントの基本方針を示すものとします。

また、この総合管理計画は、公共建築物やインフラ資産などの各施設類別における各種計画（個別施設計画）の上位計画として位置付け、それぞれの個別施設計画を包括するものとします。

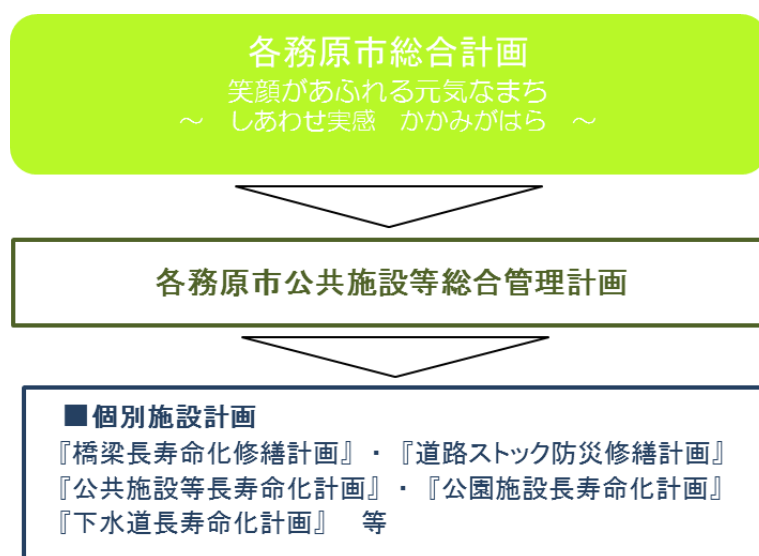


図1 計画の位置付け

3 計画の対象施設

総合管理計画の対象とする施設は、公共建築物、インフラ資産、プラントとし、それぞれを次のように定義付けます。

（１） 公共建築物

「公共建築物」とは、庁舎や学校施設など、市が保有する建物を有する施設をいいます。また、公衆トイレや倉庫等も公共建築物に含みます。

（２） インフラ資産

「インフラ資産」とは、道路、橋梁、公園・緑地、上下水道など、主に都市基盤を形成する施設をいいます。

(3) プラント

「プラント」とは、ごみ処理施設やし尿処理施設などに配置された大型設備機器をいいます。

これらの「公共建築物」・「インフラ資産」・「プラント」を総称して「公共施設等」といいます。

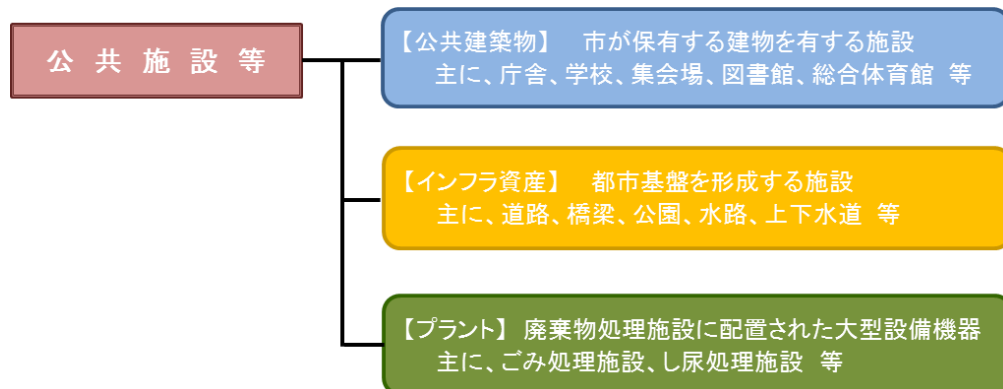


図2 計画の対象施設

第2章 本市の現状

1 人口推計

本市は、平成 27 年 6 月に人口動向の分析や将来人口の推計、人口の将来展望を提示した『各務原市人口ビジョン』を策定しました。これによると、本市の人口は、平成 17 年から平成 22 年にかけて、国勢調査では微増となっていますが、住民基本台帳では、近年は微減の傾向が続いており、人口減少の局面を迎えています。

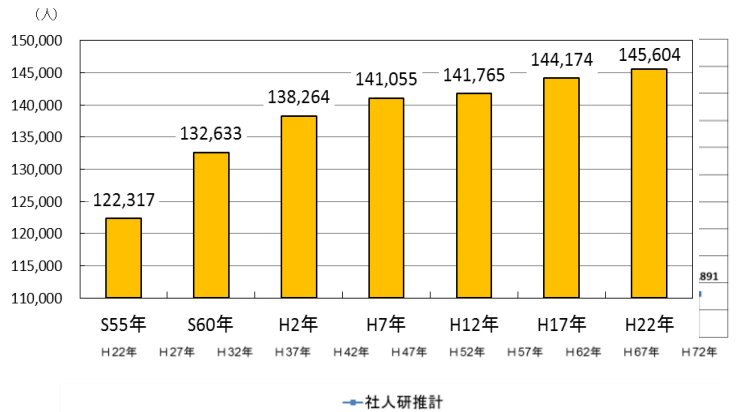


図3 人口の推移

また、国勢調査の結果から、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が推計した平成 72 年の本市の人口は、平成 22 年時点と比較し、3 割程度減少し、約 10 万人まで落ち込むと公表されています。

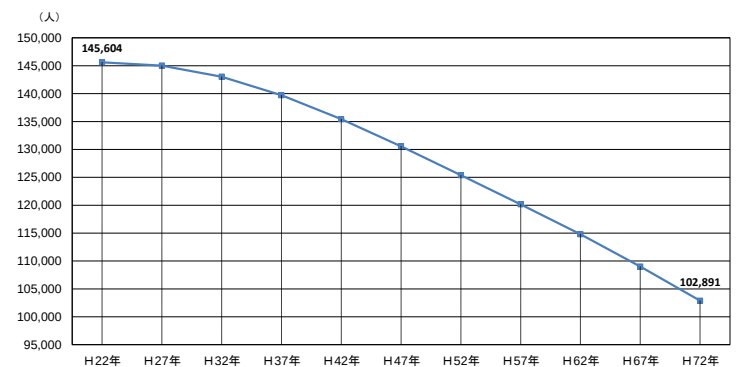


図4 社人研による人口推計

上記の人口推計を、年齢3区分別でみると、平成 22 年時点と比較し、年少人口（0 歳～14 歳）は 5 割程度に、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 6 割程度に減少する一方で、老年人口（65 歳以上）は、平成 52 年頃をピークに減少に転じるものの、2 割弱程度の増加が見込まれています。

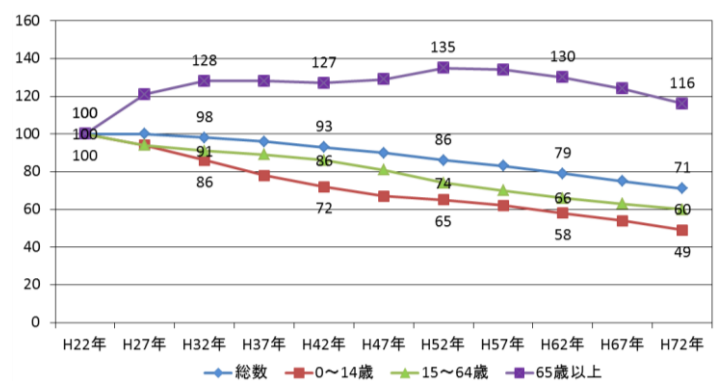


図5 年齢3区分別人口の推計

このような中、社人研による推計値では、平成 27 年より減少期に入ることが予測されているのに対し、『各務原市人口ビジョン』では、『各務原市総合計画』と『しあわせ実感かかみがはら総合戦略』の着実な推進により、平成 36 年に 145,000 人の人口を確保するとともに、人口減少期に入る時期を遅らせ、その後の減少率を緩和させることで、平成 72 年に 120,000 人の人口を維持できるよう果敢に挑戦していくこととしています。

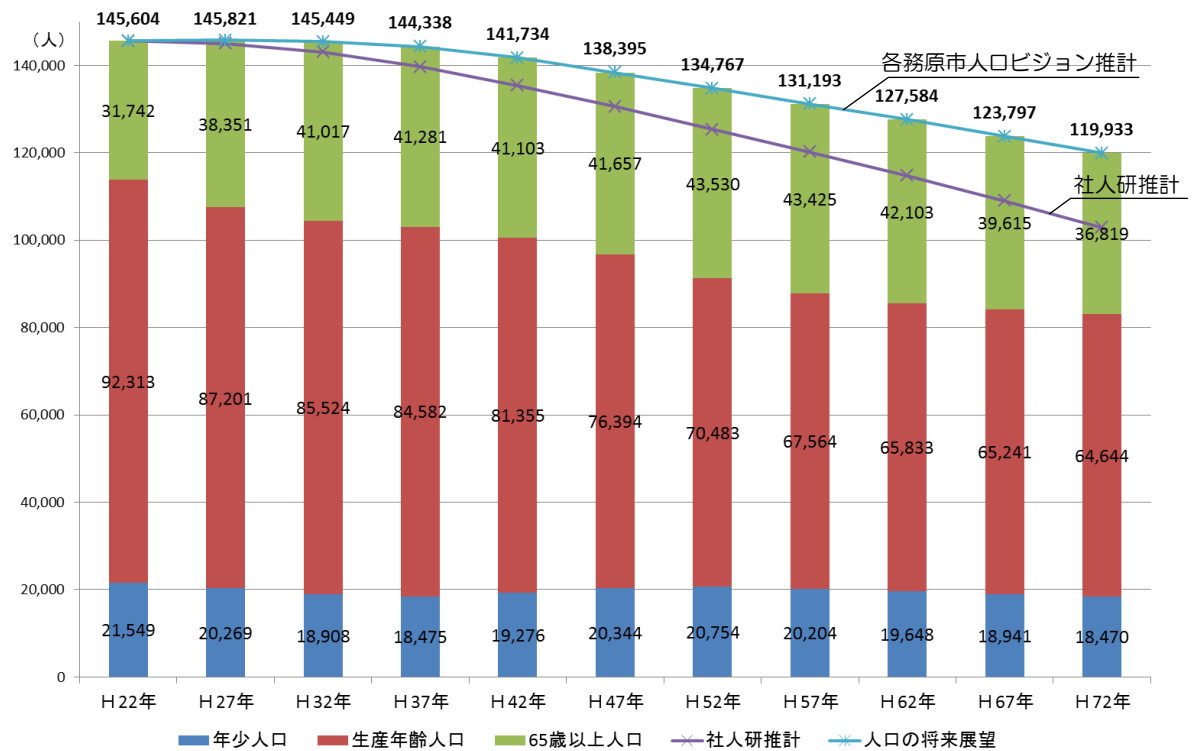


図 6 本市の人口推計

2 財政状況と将来見通し

(1) 歳入

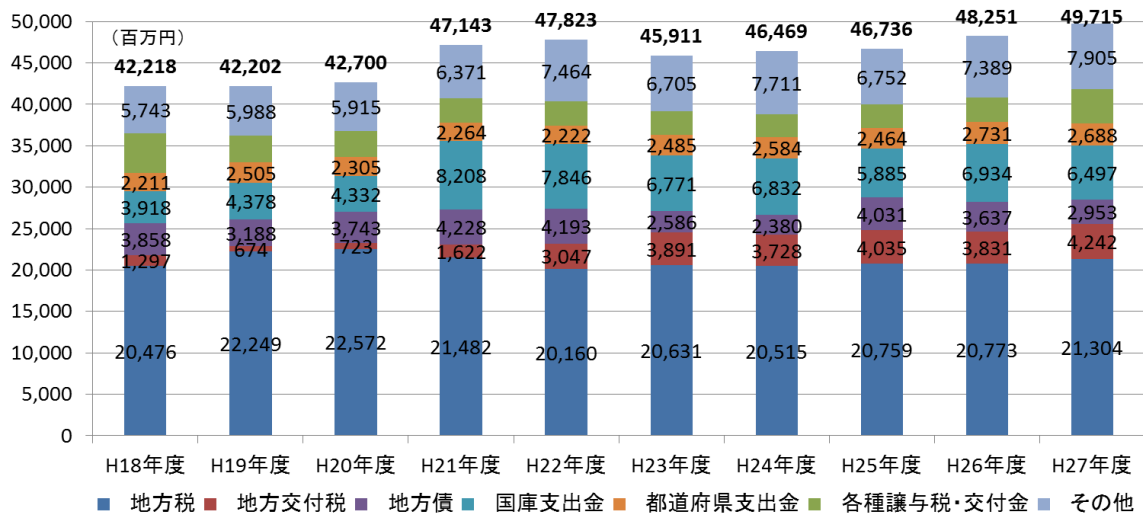


図 7 歳入の状況

平成 27 年度の普通会計歳入決算額は、約 497 億円となっています。自主財源の根幹をなす地方税（市税）収入は、平成 20 年のリーマンショックの影響により落ち込む場面もありましたが、直近 10 年間に於いて概ね 200 億円で推移しています。また、地方交付税は、平成 23 年度以降は、概ね 40 億円前後で推移しています。

(2) 歳出

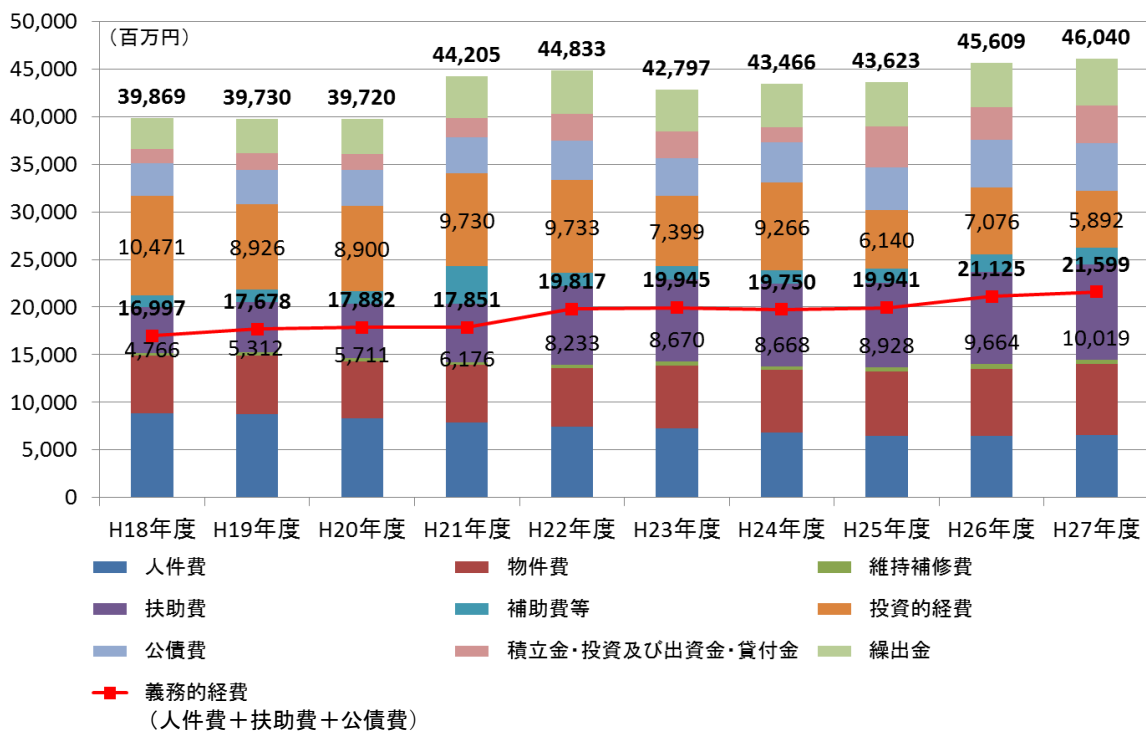


図 8 歳出の状況

平成 27 年度の普通会計歳出決算額は、約 460 億円となっています。本市はこれまで、業務内容に応じた多様な雇用形態による職員配置をはじめ、民間委託等による民間活力の活用などにより、効率的な事務処理体制の構築を推進してきたことで、職員数を削減し、人件費の抑制に努めてきました。その一方、少子高齢化の進展や不安定な社会経済情勢の影響等による社会保障関係費の増大により、扶助費がこの 10 年間で 2 倍以上に膨れ上がり、これらの経費に公債費を加えた義務的経費は、着実に増加しています。

また、公共施設等に係る投資的経費については、平成 16 年 11 月の合併以降、新市建設計画に基づき、合併特例債を活用した各務原大橋の建設をはじめとする大型事業の実施や、学校施設の耐震化、リサイクル施設の建設などの実施により、高水準で推移していましたが、平成 25 年度以降は、事業が落ち着き減少傾向にあります。

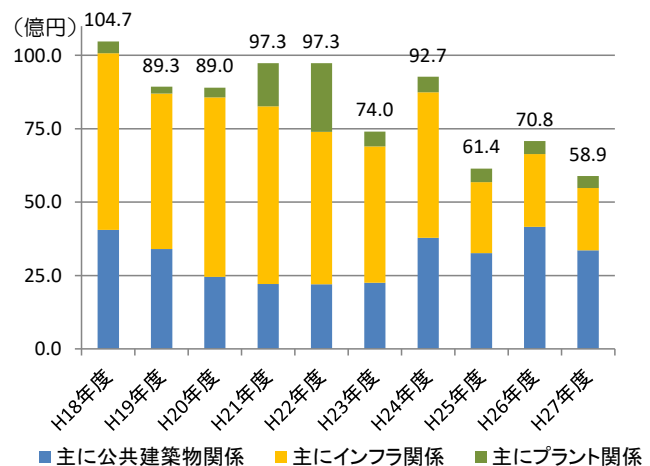


図 9 投資的経費の推移

なお、この 10 年間の支出額の平均

は 83 億円となっており、内訳は、公共建築物で 31 億円（37.2%）、インフラ資産で 45 億円（54.3%）、プラントで 7 億円（8.5%）となっています。

		(億円)										10年平均	割合
分類	用途	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
総務・教育費等	主に公共建築物関係	40.5	34.0	24.5	22.1	22.0	22.5	37.8	32.6	41.6	33.6	31.1	37.2%
土木・農水費	主にインフラ資産関係	60.2	53.0	61.2	60.5	51.9	46.5	49.6	24.2	24.8	21.2	45.3	54.3%
衛生費	主にプラント関係	4.0	2.3	3.3	14.7	23.4	5.0	5.3	4.6	4.4	4.1	7.1	8.5%
投資的経費	合計	104.7	89.3	89.0	97.3	97.3	74.0	92.7	61.4	70.8	58.9	83.5	

表 1 投資的経費の内訳

(3) 各種財政指標

地方自治体の財政基盤の強さを示す「財政力指数」は、平成 20 年度をピークに徐々に悪化しています。これは、リーマンショックに起因する世界的な不景気が、本市の主要産業である製造業に影響を与え、市税収入が減少し、現在もその状態からの脱却過程にあることなどが要因として考えられます。

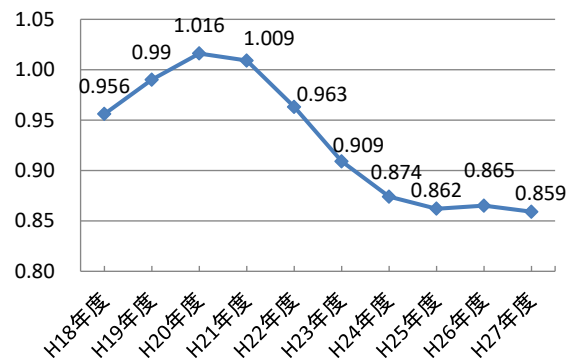


図 10 財政力指数

財政の弾力性を示す「経常収支比率」は、高齢化の進展等による扶助費の大幅な増加により義務的経費が拡大してきたことから、平成 18 年度以降、上昇傾向にあり、財政の硬直化が進んでいます。

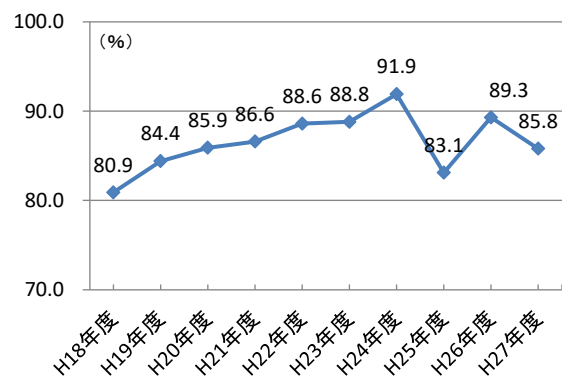


図 11 経常収支比率

借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す「実質公債費比率」は、平成 19 年度以降、低い水準で推移しており、用途を特定されない経常一般財源に対して、借金の返済に充てる市税等の割合が低く、健全な財政運営が行われていると言えます。

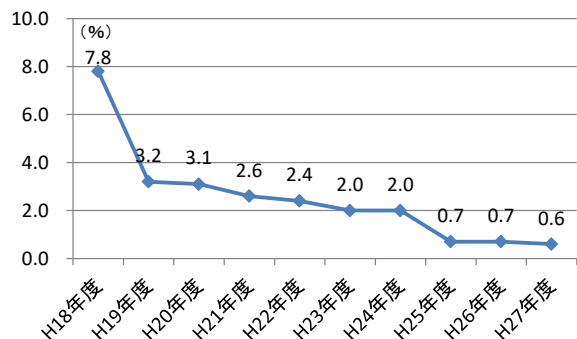


図 12 実質公債費比率

基金残高は、これまで年度間の財源調整や将来の財政需要への備えとして、決算上の剰余金の一部を確実に基金へ積み立ててきたことにより、年々増加傾向にあり、平成 27 年度末で約 247 億円となっています。

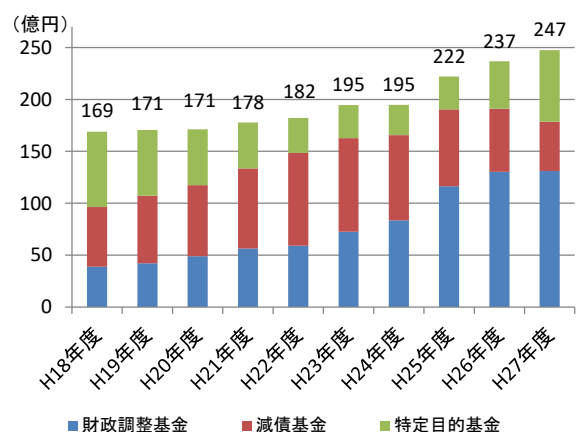


図 13 基金残高の推移

地方債残高は、地方交付税に算入される有利な地方債に厳選した借り入れや、借り入れ方法の工夫など、適切な公債管理を推進してきたことにより、年々減少傾向にあり、平成 27 年度末で約 360 億円となっています。

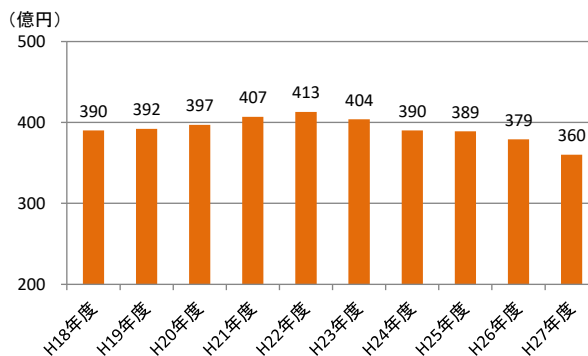


図 14 地方債残高の推移

(4) 今後の財政見通し

歳入面については、市税収入は近年ほぼ横ばいで推移していますが、今後は、生産年齢人口の減少に伴う個人市民税の減少が予想されるほか、法人市民税についても、大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できません。また、合併に伴う国からの財政支援措置（合併算定替）の段階的な縮減・廃止により、今後、地方交付税の減少も見込まれます。

一方、歳出面については、今後の少子高齢化の進展により、老年人口は平成 52 年頃まで増加することが予測されており、扶助費のさらなる増加が見込まれます。

これにより、義務的経費は今後も増加することが見込まれる中、人口の減少に伴う市税収入の減少により経常収支比率が上昇し、これまで以上に財政の硬直化を招くことが懸念されます。

以上のように、厳しい財政状況が続くことが予想される中、市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立した都市経営を確立していくためには、財政のスリム化と公共施設等の最適化を図っていくことが必要となります。

第3章 公共施設等の現状と課題

1 保有施設の現状

(1) 公共建築物

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

大 分 類	中 分 類	小 分 類	施設数 (箇所)	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	集会施設	公民館・集会場	38	15,842
	文化施設	文化会館	1	4,652
社会教育系施設	図書館	中央図書館・もりの本やさん	2	7,956
	博物館	かかみがはら航空宇宙科学博物館	1	9,492
	文化財	村国座・天狗谷遺跡保存施設 等	5	1,629
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市民球場・市民プール・総合体育館 等	12	17,485
	レクリエーション・観光施設	リバーサイド21・少年自然の家 等	6	5,508
産業系施設	産業系施設	南産業会館 等	3	1,996
学校教育系施設	学校	小学校・中学校・特別支援学校 等	27	184,015
	その他教育施設	給食センター 等	2	4,052
子育て支援施設	幼保・幼児・児童施設	保育所・子ども館	14	13,241
保健・福祉施設	高齢福祉施設	川島会館・慈光園・稲田園	3	6,865
	障がい福祉施設	福祉の里 等	3	6,732
	社会福祉施設	総合福祉会館・福祉センター	14	14,120
行政系施設	庁舎等	本庁舎・産業文化センター 等	4	26,989
	消防施設	消防本部・消防署所 等	28	7,775
	その他行政施設	大佐野倉庫 等	10	1,955
公営住宅	公営住宅	雄飛ヶ丘第1、第2・旭ヶ丘市営住宅	3	22,465
公園系施設	公園	管理棟・便所・倉庫 等	74	1,701
供給処理施設	供給処理施設	北清掃センター・クリーンセンター 等	3	18,673
その他	その他	瞑想の森市営斎場・公衆便所・駐輪場 等	21	14,049
合 計	合 計		274	387,192

- ・公有財産台帳（「各務原市公有財産及び債権の管理に関する規則」第 16 条）に登録されている全ての物件を対象とした。
- ・分類は、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」で規定される用途分類に準拠した。

表 2 公共建築物の内訳

本市が保有する公共建築物の総量は、274 施設、延床面積 387,192 m²となっています。用途別の内訳については、小学校や中学校などの学校教育系施設が、公共建築物の約半数を占める 188,067 m²（48.6%）と最も多く、次いで庁舎や消防施設などの行政系施設が 36,719 m²（9.5%）、福祉センターや福祉の里などの保健・福祉施設が 27,717 m²（7.2%）、総合体育館や市民プールなどのスポーツ・レクリエーション系施設が 22,993 m²（5.9%）の順となっています。

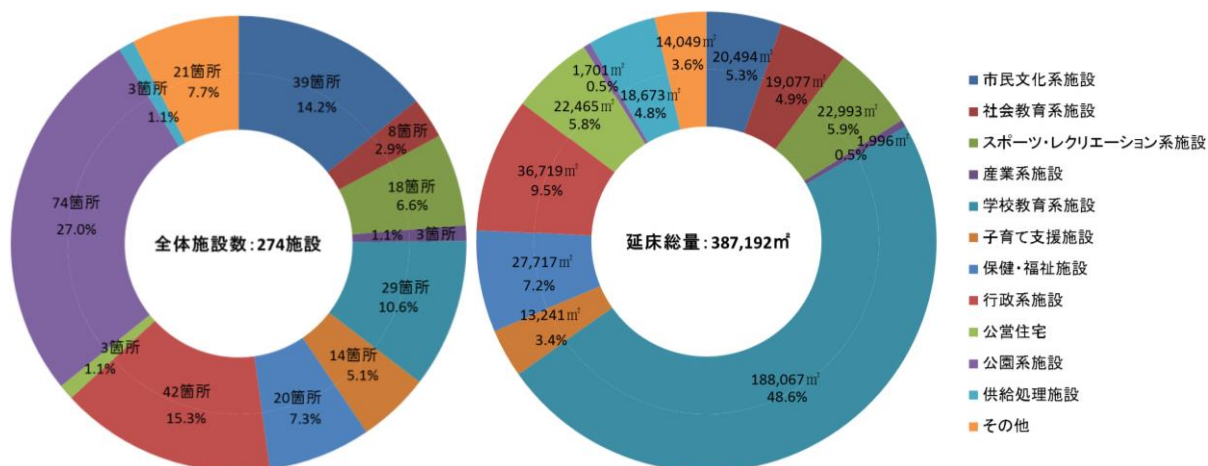


図 15 施設類別に応じた整備状況

また、住民基本台帳による平成 28 年 4 月 1 日現在の人口 148,446 人に対する市民一人当たりの延床面積は 2.61 m²となっており、この整備水準について、以下に示す3つの基準により比較検証を行いました。

A. 総務省が公表する公共施設状況

調査による、本市と人口や産業構造が類似する都市（類似団体『Ⅲ－1』群）との比較

○本市と同じ類似団体に属する 88 都市の一人当たり延床面積の平均値は 3.35 m²となっており、本市はこれより低い水準となっています。

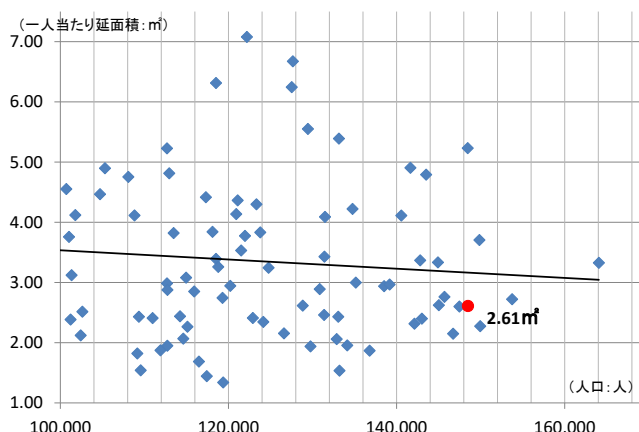


図 16 類似団体との比較

B. 総務省が公表する公共施設状況調査による、岐阜県内 21 市との比較

○県内 21 市の一人当たり延床面積の平均値は 5.29 m^2 となっており、本市はこれより低い水準となっています。

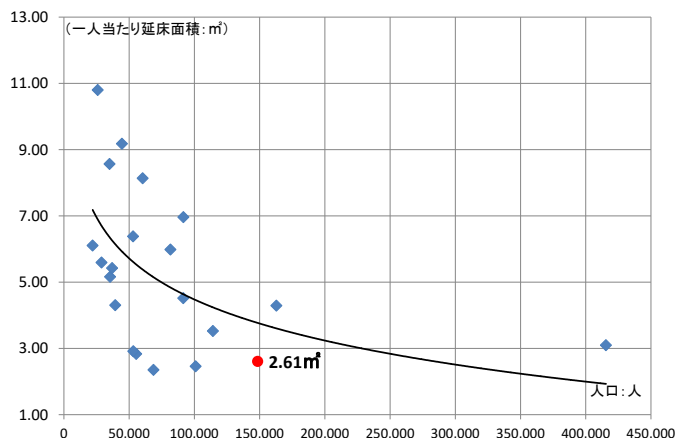


図 17 県内 21 市との比較

C. 東洋大学 P P P 研究センターが調査した、全国 981 市区町村の人口と延床面積のデータ分析結果との比較

○平成 24 年 1 月に公表された分析結果によると、人口規模 140～150 千人未満の都市の一人当たり延床面積の平均値は 3.32 m^2 となっており、本市はこれより低い水準となっています。

以上のように、類似都市や県内 21 市、全国人口規模同都市の平均値と比較した結果、いずれの場合においても平均値を下回り、本市が保有する公共建築物の整備水準は低くなっていることが分かります。

次に、建築年別の整備状況をみると、高度経済成長期の急激な人口増加により、昭和 40 年代半ばから昭和 60 年代前半にかけて、学校教育施設を中心に整備が進められる中、昭和 48 年には、現在の本庁舎を整備しています。また、この頃には、住宅に困窮する低所得者の安心した暮らしを確保するため、公営住宅を整備し、住宅不足の解消を図ってきました。昭和 57 年までには、本市が保有する公共建築物の半数が整備されるなど、大半の公共建築物が、この期間に一齐に整備されています。

その後、平成 3 年以降は急激な人口増加が緩まり、中央図書館や庁舎別館となる産業文化センター、航空宇宙科学博物館の建設など、市民生活の質の向上を図る社会教育系施設の整備を行ってきました。

平成 15 年以降は、市民の暮らしを支える北清掃センターの環境に配慮した施設整備や、災害時の指定避難所となる学校体育館の耐震化による再整備が行われるなど、質の高い公共建築物の整備を進めてきました。

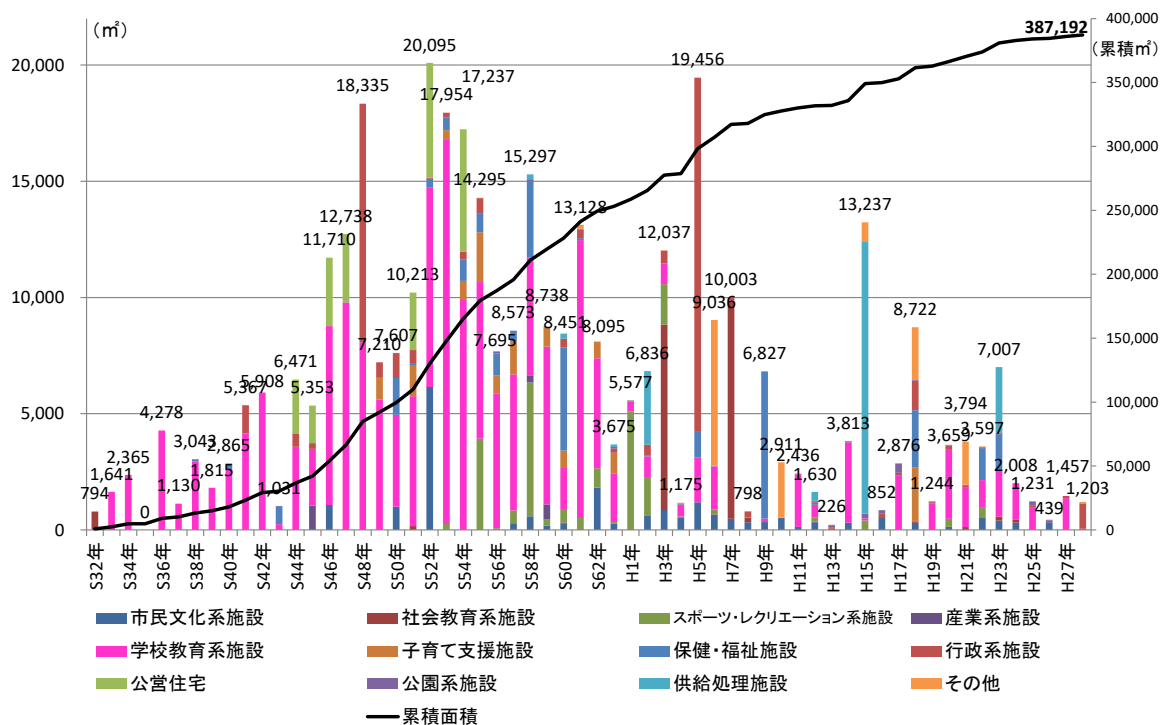


図 18 公共建築物の整備推移

次に、公共建築物の建築経過年数を見ると、一般的に老朽化が進行し、大規模修繕が必要と言われる、築30年以上経過した公共建築物は、全体の62%を占めています。

特に、昭和40年代半ばから昭和60年代前半にかけて集中的に整備された小・中学校などの学校教育系施設や本庁舎が主なものとなります。

さらに、10年後、20年後には築30年以上経過する公共建築物がそれぞれ82%、94%を占めると同時に、築50年を経過し、更新を迎える施設もそれぞれ28%、62%となります。

今後、ますます施設の老朽化が進み、一斉に改修や更新時期を迎えることとなります。

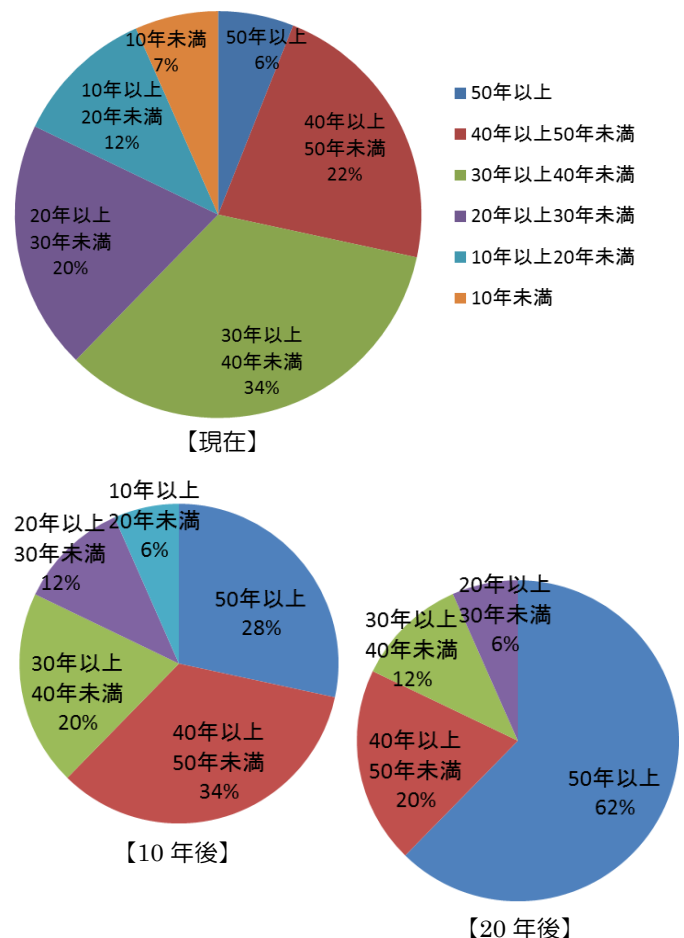


図 19 建築年経過推移

(2) インフラ資産

本市では、人口増加に伴う市街化区域の拡大にあわせ、市民の生活を支える都市基盤を計画的に整備してきた結果、道路や公園をはじめ、下水道や上水道などのインフラ資産とプラントの保有状況は、以下のとおりとなっています。

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

種 類		分 類		箇所数	延長（m）	面積（㎡）
○インフラ資産						
一 般 会 計	道 路	1級市道		52	72,590	848,485
		2級市道		82	71,522	590,246
		その他市道		4,969	1,005,504	5,248,734
	橋 梁	15m以上		52	3,021	31,886
		2m以上15m未満		415	1,991	11,894
	公園・緑地 等	都市公園	街区公園	151	－	247,911
			近隣公園	6	－	113,221
			地区公園	5	－	252,499
			総合公園	1	－	367,822
			墓地	1	－	84,820
			緑地	13	－	129,471
			その他	3	－	92,975
		都市公園 以外	広場	9	－	77,251
			その他	3	－	35,386
	農業用水路	用水路		－	189,000	－
		排水路		－	116,000	－
		用排水路		－	28,100	－
		岐阜中流パイプライン		－	17,433	－
特 別 会 計	下 水 道	管渠（污水）		－	612,469	－
		管渠（雨水）		－	53,375	－
		ポンプ施設（污水）		15	－	－
公 営 企 業 会 計	上 水 道	導水管		－	8,216	－
		送水管		－	27,594	－
		配水管		－	770,418	－
		取水ポンプ場		27	－	－
		水源地		5	－	－
		配水池		15	－	－
○プラント						
一 般 会 計	環境衛生施設	北清掃センター		1	－	－
		クリーンセンター		1	－	－

表 3 インフラ資産・プラントの内訳

① 道路

本市が管理する市道は、国道や県道と合わせて広域的な交通網を構成する幹線道路（主に 1 級市道）、市内の円滑な移動に必要な補助幹線道路（主に 2 級市道）のほか、市民の生活を支える身近な生活道路など（主にその他市道）で構成され、これまで、国土交通省や防衛省の補助制度を積極的に活用し、計画的に整備を推進してきたことから、市道の総延長は 1,149,616m、面積は 6,687,465 m²となっています。

また、その内訳は、「1・2 級市道」が全体の約 2 割を占めており、残りの約 8 割は「その他市道」となっています。

近年は、隣接市町との交通の円滑化を図る幹線道路の整備のほか、市内の交通混雑箇所の解消と交通網の接続強化を目的とした道路整備を重点的に実施しています。また、「1・2 級市道」は、交通量に見合った舗装構成に見直すなど、計画的に維持改良を実施していますが、今後は、長期にわたり道路構造物の安全性を確保するため、道路ストックの点検を行い、計画的に修繕を実施することが必要となります。

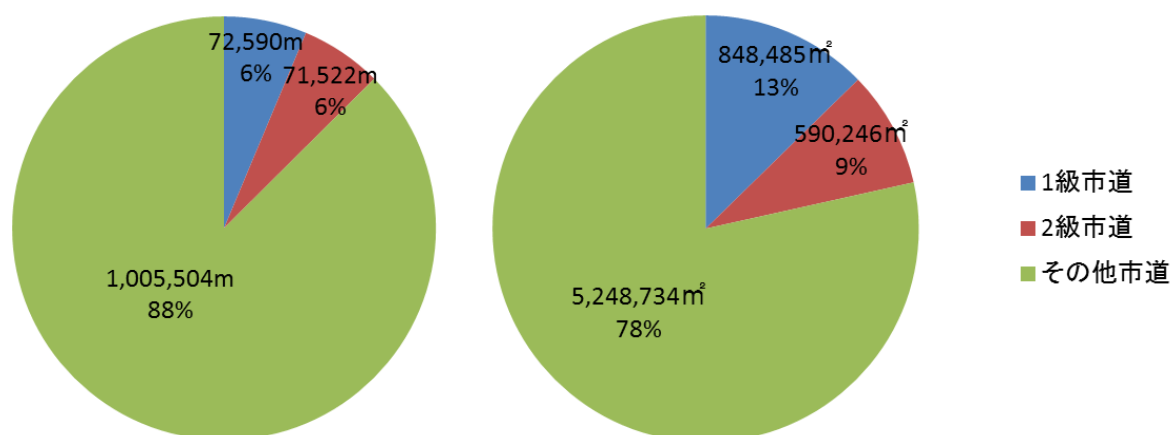


図 20 市道の種別構成

② 橋梁

本市が保有する橋梁長寿命化計画の対象となる橋長 2m以上の橋梁は、467 橋で、延長は 5,012m、面積は 43,780 m²となっています。

昭和 62 年には、本市の中心市街地を縦断する都市計画道路那加蘇原線で、跨線橋となる那加東陸橋を整備しています。平成 18 年には、愛知県江南市との交通接続を強化するために神明小網橋を架橋しました。その後、平成 25 年には、旧川島町との合併を契機に、1 級河川木曽川に各務原大橋を架橋しました。この橋梁は、フィンバック構造を取り入れた橋長 594mの本橋とその前後のアプローチ橋から構成されており、その全長は 798m、面積は 13,627 m²となっています。

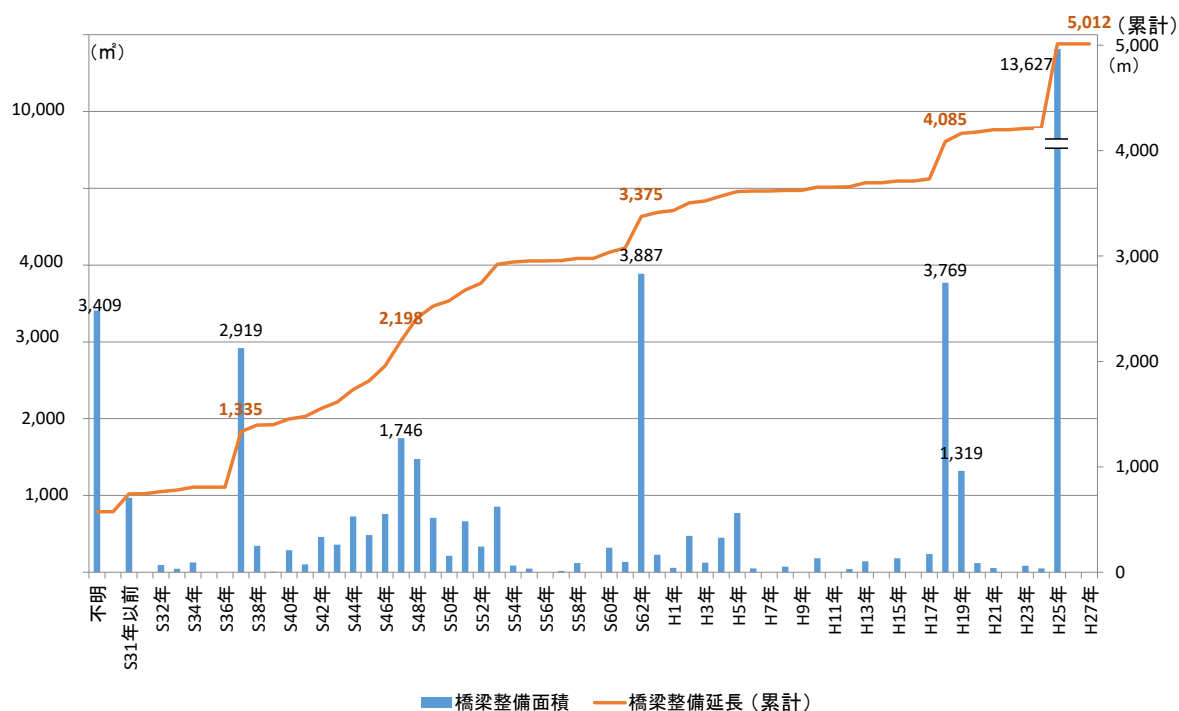


図 21 橋梁の整備推移

また、架橋から 60 年以上経過した橋梁は、9 橋で、延長は 171m、面積は 971 ㎡と なっていますが、「各務原市橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、計画的な維持管理を実 施することが必要となります。

③ 公園・緑地等（都市公園）

本市が保有する都市公園と都市公園以外の広場等を含めた公園・緑地等は、192 箇所 で、面積は 1,401,356 ㎡となっています。平成 12 年以降、『公園都市』を目指し積極的 に公園を整備したことで、国営公園、県営公園を合わせた市民一人当たり公園整備面積 は 13.14 ㎡となっており、「都市公園法施行令第 1 条の 2」に規定する「公園標準整備面 積 10 ㎡以上」を確保し、県内屈指の公園整備規模を誇っています。

こうした公園の整備により、美しい街並み景観と併せ、身近に緑を感じることができ る良好な住環境を創出し、「緑豊かな各務原市」として本市の魅力を高めています。 今後は、公園不足地区の解消を図るとともに、市民参画による利用者ニーズに合わせた 公園のリニューアルが必要となります。

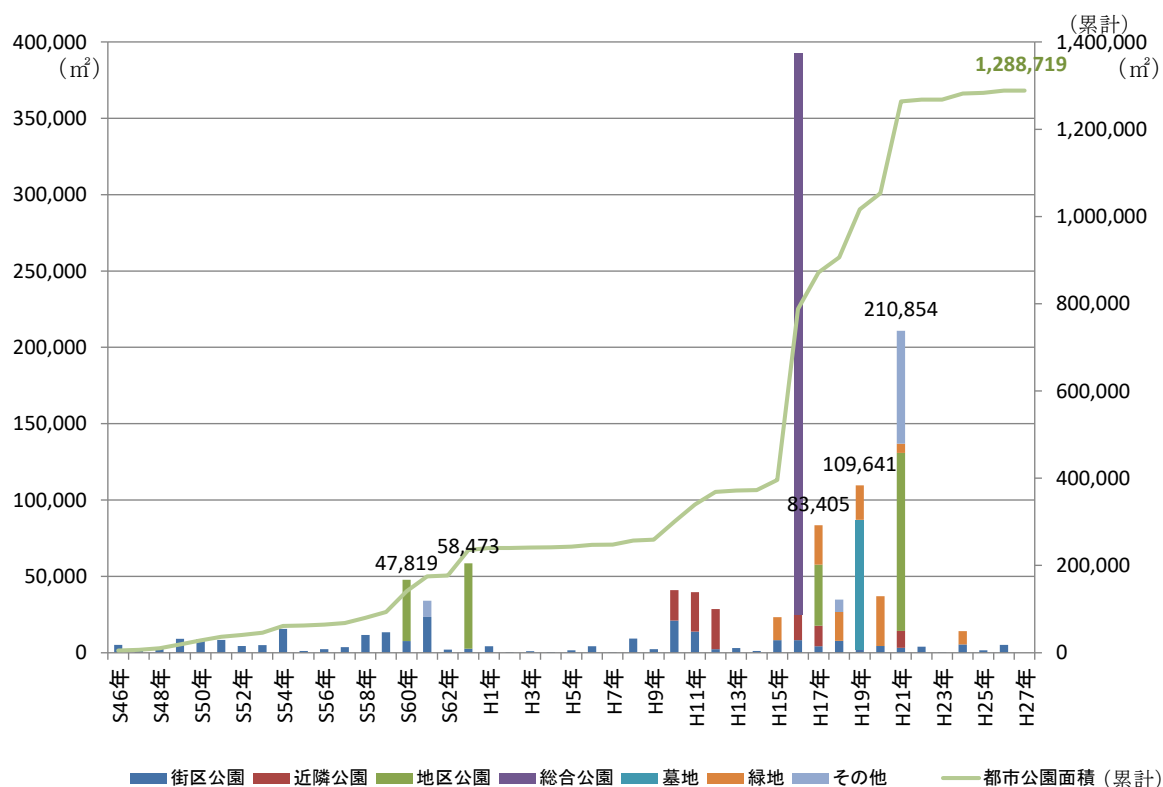


図 22 都市公園の整備推移

④ 農業用水路

農地は、食料生産の役割を担うだけでなく、自然環境の保全や減災、美しい田園風景の形成など多面的な機能を有しています。中でも農業振興地域内農用地に指定された農地の57.8%にあたる464haは、稲作を中心とした水田農業が行われており、優良な農地の確保と保全のため、用水路を中心に333,100mの農業用水路を保有しています。

また、平成23年度に整備が完了した総延長17,433mの岐阜中流パイプラインにより、安定して水量確保を構築する仕組みが整っています。

今後も、安定した農業生産活動を支えるため、適正に農業用水路の保全・改修に努めることが必要となります。

⑤ 下水道

下水道（污水）は、生活環境の改善や公供用水域の水質保全など重要な役割を担っています。本市では、昭和57年以降、計画的に整備を推進したことにより、平成27年度末現在の下水道普及率は79.4%となっており、保有する管渠の延長は612,469m、マンホールポンプ施設は15箇所となっています。

また、下水道（雨水）は、年々激化する局地的な豪雨による家屋の浸水や道路冠水などの被害を防ぐため、これまで整備を推進し、管渠の延長は53,375mとなっています。

今後は、地方公営企業法適用の義務化により、下水道事業の経営体制を見直す時期を迎え、下水道事業として自立した経営の確立が求められます。

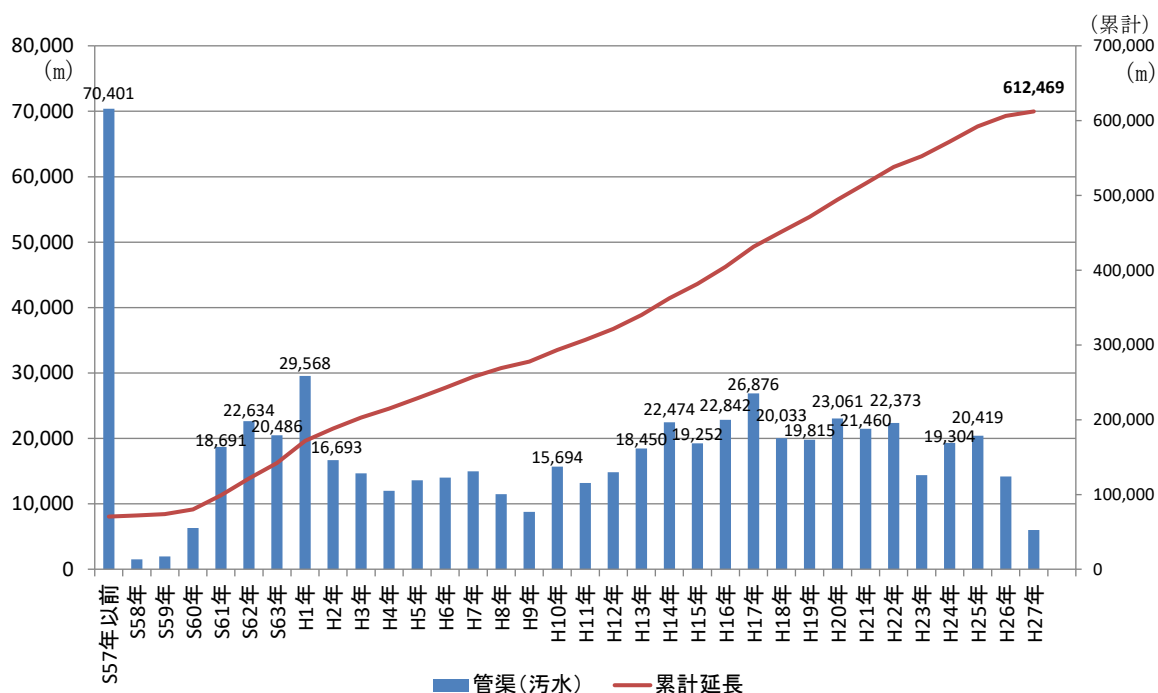


図 23 下水道（污水）の整備推移

⑥上水道

上水道は、市民生活や経済活動に欠くことのできない重要なライフラインであり、本市では、地下水を水源としたミネラル豊富なおいしい水道水を安定して供給しています。保有する施設は、水道原水を汲み揚げる取水ポンプ場が 27 箇所、水質を管理し地域に届ける水源地が 5 箇所、安定した供給に欠くことのできない配水池が 15 箇所、そして、これらの施設をつなぐ水道管路の総延長は 806,228m となっています。

昭和 43 年に公営企業に移行して以来、自立した経営を確立していますが、将来にわたり良質な水道水を安定して供給できるよう、施設の耐震化を進めるなど、更なる経営の安定化に向けた取組みが必要となります。

（３）プラント

本市が保有するごみ処理施設の北清掃センターは、ごみを高温で溶融する高温ガス化溶融炉を採用しています。これにより、最終排出される溶融メタルは精錬所に送られ鉄に生まれ変わり、溶融スラグは埋戻材やコンクリートの骨材として、各種公共事業などでも使用されています。また、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電する

など、環境に配慮した処理施設となっています。

現在の施設は、平成 15 年の稼動から 13 年経過しており、今後、基幹的設備の計画的な改修により施設の延命化を実現することが必要となります。

また、し尿処理施設のクリーンセンターは、平成 2 年の稼動から、既に 26 年経過していますが、平成 26 年度には処理水の放流先を公共下水道へ変更したことで、処理設備の簡素化が図られました。

今後も引き続き、環境の保全に向けて、定期的に点検を行い、必要な措置を計画的に講じ、適切な施設運営に向けて取り組むことが必要となります。

なお、これらのプラント施設は、いずれも市民生活を支える上で欠くことができない重要な施設となります。

2 施設の利用状況

市内には、利用目的に応じて様々な公共建築物が配置されていますが、広範囲の市民に利用される文化会館や中央図書館、総合体育館などの公共建築物と、一定の地域性を有し、主に身近な市民が利用する集会場や福祉センター、地区体育館などの公共建築物に分類され、それぞれの直近 3 年間の利用状況は、次のとおりとなっています。

○広範囲の市民が利用する施設の利用状況

施 設 名	(人)		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市民会館・文化ホール	89,563	69,814	79,860
航空宇宙科学博物館	123,263	123,027	136,857
中央図書館	423,068	399,117	415,633
少年自然の家	26,681	24,513	25,214
いこいの広場伊木の森	24,854	15,718	7,045
リバーサイド21	30,753	30,114	32,358
総合体育館	194,322	193,445	207,937
スポーツ広場	84,119	90,206	92,757
市民プール	174,179	153,771	165,951

表 4 施設の利用状況

「いこいの広場伊木の森」については、施設の一部休止・廃止により、利用者数が著しく減少していることから、今後の施設利用方針に関して検討することが必要となります。

これ以外の施設については、利用者数に大きな増減はなく、概ね横ばいで推移していることから、今後も引き続き一定の利用需要が見込まれます。

○一定の地域性を有する施設の利用状況

□集会施設(集会場)

(人)

地区名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
那 加	48,546	47,056	44,676
稲 羽	5,630	5,552	4,375
鵜 沼	108,718	109,012	104,790
蘇 原	15,858	16,015	16,573
合 計	178,752	177,635	170,414

□社会福祉施設(福祉センター・総合福祉会館) (人)

地区名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
那 加	132,610	151,013	154,962
稲 羽	63,967	68,515	59,690
鵜 沼	145,434	142,488	141,705
蘇 原	80,822	92,689	93,684
川 島	3,827	3,220	3,417
合 計	426,660	457,925	453,458

□スポーツ施設(地区体育館・川島総合スポーツ公園) (人)

地区名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
那 加	11,245	11,671	7,274
稲 羽	13,756	12,048	14,019
鵜 沼	43,994	43,723	41,051
蘇 原	16,514	16,379	17,209
川 島	29,233	24,589	27,341
合 計	114,742	108,410	106,894

表 5 施設の利用状況

それぞれの地域における施設の利用者数に大きな増減はなく、概ね横ばいで推移していることから、今後も引き続き一定の利用需要が見込まれます。

3 維持更新費用に関する将来見込み

(1) 前提条件と算定方法

現在、本市が保有する公共施設等を、将来も同種、同規模で保有し続ける場合の維持更新費用について、次の前提条件・算定方法により試算しました。また、公共施設等の使用期間は長期にわたることから、試算についても長期的な視点が必要となるため、40年間を試算期間としました。なお、試算にあたっては、総務省が公表している「公共施設等更新費用試算ソフト」を主に活用しました。

区 分	前提条件・算定方法
試算期間	40年間(平成29年～平成68年)
公共建築物	総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」のとおり ・大規模修繕は、建築後30年を経過した後、2年間の修繕期間で実施することを基本とするが、平成29年時点で建築後31年以上50年未満を経過している場合は、平成29年から10年間で実施 ・更新は、建築後60年を経過した後、3年間の更新期間で実施 ・供給処理施設の一部(北清掃センターとクリーンセンター)については、環境衛生施設にて計上した

	・修繕単価及び更新単価は下表のとおりとする <table><tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="3">大規模修繕</th><th colspan="3">更新（建替え）</th></tr><tr><th>修繕年数 （年）</th><th>修繕期間 （年）</th><th>修繕単価 （万円/㎡）</th><th>更新年数 （年）</th><th>更新期間 （年）</th><th>更新単価 （万円/㎡）</th></tr><tr><td>○市民文化系施設　○社会 教育系施設　○産業系施設 ○行政系施設</td><td>30</td><td>2</td><td>25</td><td>60</td><td>3</td><td>40</td></tr><tr><td>○スポーツ・レクリエー ション系施設　○保健・福 祉施設　○供給処理施設 ○その他</td><td>30</td><td>2</td><td>20</td><td>60</td><td>3</td><td>36</td></tr><tr><td>○学校教育系施設　○子育 て支援施設　○公園系施設</td><td>30</td><td>2</td><td>17</td><td>60</td><td>3</td><td>33</td></tr><tr><td>○公営住宅</td><td>30</td><td>2</td><td>17</td><td>60</td><td>3</td><td>28</td></tr></table>	種別	大規模修繕			更新（建替え）			修繕年数 （年）	修繕期間 （年）	修繕単価 （万円/㎡）	更新年数 （年）	更新期間 （年）	更新単価 （万円/㎡）	○市民文化系施設　○社会 教育系施設　○産業系施設 ○行政系施設	30	2	25	60	3	40	○スポーツ・レクリエー ション系施設　○保健・福 祉施設　○供給処理施設 ○その他	30	2	20	60	3	36	○学校教育系施設　○子育 て支援施設　○公園系施設	30	2	17	60	3	33	○公営住宅	30	2	17	60	3	28
種別	大規模修繕			更新（建替え）																																						
	修繕年数 （年）	修繕期間 （年）	修繕単価 （万円/㎡）	更新年数 （年）	更新期間 （年）	更新単価 （万円/㎡）																																				
○市民文化系施設　○社会 教育系施設　○産業系施設 ○行政系施設	30	2	25	60	3	40																																				
○スポーツ・レクリエー ション系施設　○保健・福 祉施設　○供給処理施設 ○その他	30	2	20	60	3	36																																				
○学校教育系施設　○子育 て支援施設　○公園系施設	30	2	17	60	3	33																																				
○公営住宅	30	2	17	60	3	28																																				
道　　路	総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」のとおり ・道路の更新年数は 15 年とする ・更新単価は、下表のとおりとする <table><tr><th>種別</th><th>更新年数 （年）</th><th>更新単価</th><th>単位</th></tr><tr><td>○道　　路</td><td>15</td><td>4,700</td><td>（円/㎡）</td></tr></table>	種別	更新年数 （年）	更新単価	単位	○道　　路	15	4,700	（円/㎡）																																	
種別	更新年数 （年）	更新単価	単位																																							
○道　　路	15	4,700	（円/㎡）																																							
橋　　梁	総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」のとおり ・橋梁の更新年数は 60 年とする ・更新単価は、下表のとおりとする <table><tr><th>種別</th><th>更新年数 （年）</th><th>更新単価</th><th>単位</th></tr><tr><td>○橋　　梁</td><td>60</td><td>425</td><td>（千円/㎡）</td></tr></table>	種別	更新年数 （年）	更新単価	単位	○橋　　梁	60	425	（千円/㎡）																																	
種別	更新年数 （年）	更新単価	単位																																							
○橋　　梁	60	425	（千円/㎡）																																							
公園・緑地等	直近 5 年間の投資的経費のうち、公園・緑地等の改修・更新に要した費用を基に、必要な年間費用を試算した																																									
農業用水路	直近 5 年間の投資的経費のうち、農業用水路の改修・更新に要した費用を基に、必要な年間費用を試算した																																									
環境衛生施設	直近 5 年間の投資的経費のうち、プラント系設備の改修・更新に要した費用に、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」による建築物の更新費用と、今後予定している基幹的設備の大規模改修費用を加えた額を基に、必要な年間費用を試算した																																									

なお、下水道については、現在、下水道事業特別会計で運営していますが、今後、公営企業会計へ移行する予定であるため、試算の対象外としました。また、上水道についても、公営企業会計で運営されているため、試算の対象外としました。

(2) 維持更新費用の試算結果

①公共建築物

先に示した前提条件と算定方法により試算した結果、今後 40 年間の公共建築物に係る維持更新費用の総額は 1,730 億円となり、単年度当たりの費用に換算すると年額 43 億円となりました。

今後の 10 年間では、昭和 40 年代半ばから昭和 60 年代前半にかけて、一斉に整備された公共建築物のうち、主に学校教育系施設を中心に大規模修繕が発生し、平成 36 年をピークに多額の費用が必要となる結果になりました。

その後は、一旦は落ち着くものの、平成 40 年代半ばから平成 50 年代前半にかけて、学校教育系施設に加え、他の施設の更新時期が重なることもあり、平成 51 年をピークに再び多額の費用が必要となってきます。

平成 63 年以降は、これまでの学校教育系施設の更新が落ち着く一方で、中央図書館や産業文化センターなどの社会教育系施設や行政系施設が更新時期を迎えることとなります。

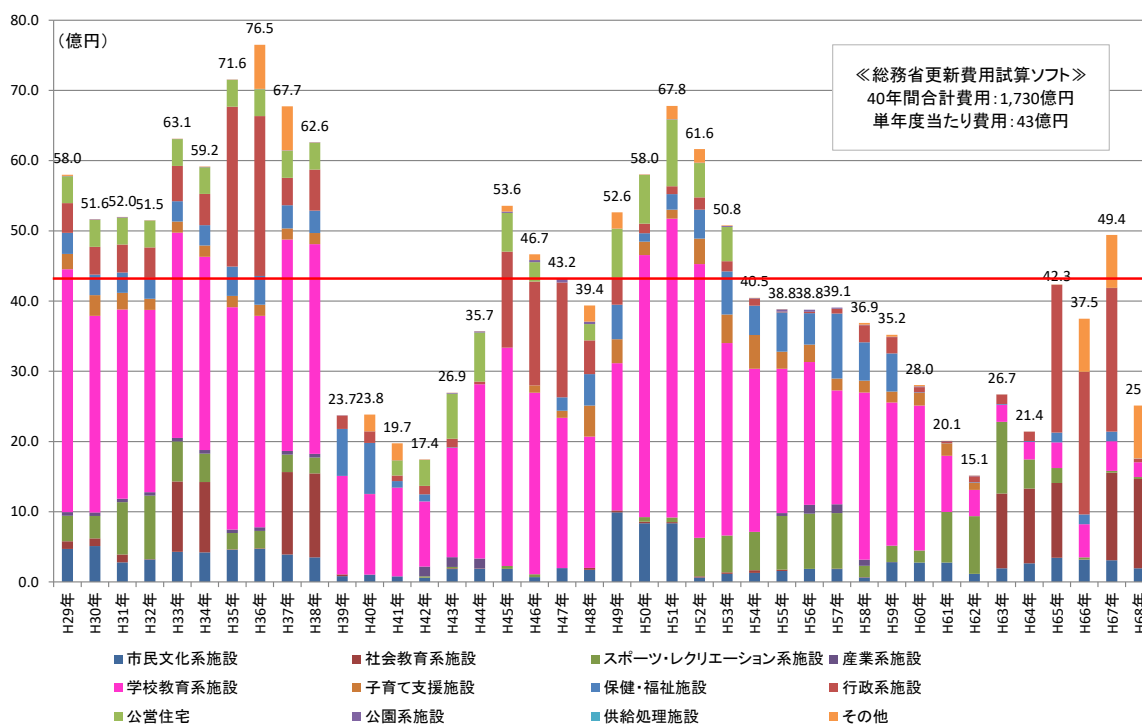


図 24 年度別維持更新費用

次に、40年間の維持更新費用の内訳をみると、学校教育系施設が全体の約半数を占める823億円(48%)となり、次いで行政系施設が221億円(13%)、スポーツ・レクリエーション系施設が123億円(7%)の順となっています。

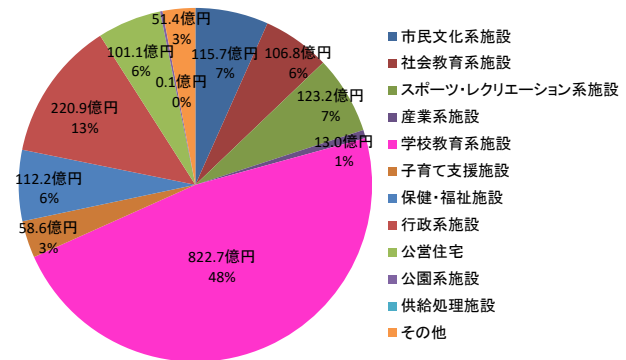


図 25 維持更新費用の内訳

②インフラ資産

先に示した前提条件と算定方法により試算した結果、単年度当たりの維持更新費用は、道路は年額 21.0 億円、橋梁は年額 3.1 億円、公園・緑地等は年額 1.6 億円、農業用水路は年額 0.6 億円となり、インフラ資産に係る単年度当たりの維持更新費用の合計は、年額 26 億円となりました。

○道路関係

区 分	数 量	単位	更新単価 (千円/㎡)	更新期間 (年)	更新費用総額 (億円)	更新費用年額 (億円)
道 路	6,687,465	㎡	4.7	15	314.3	21.0
橋 梁	43,780	㎡	425	60	186.1	3.1

○その他インフラ

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平均年額
公園・緑地等	2.5	1.3	1.4	1.3	1.6	1.6
農業用水路	0.3	0.3	0.9	0.7	0.9	0.6

表 6 インフラ資産の試算内訳

③プラント

先に示した前提条件と算定方法により試算した結果、プラントに係る単年度当たりの維持更新費用の合計は、年額 5 億円となりました。

○直近5年間のプラント系設備の改修・更新費用

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平均年額
環境衛生施設	2.1	2.2	1.5	1.7	1.5	1.8

○単年度当たりの維持更新費用の試算

内 訳	事業費	年額
直近5年間のプラント系設備の改修・更新費用	—	1.8
今後40年における建築物の維持更新費用	50.7	1.3
基幹的設備大規模改修費用(北清掃センター)	57.3	1.4
基幹的設備大規模改修費用(クリーンセンター)	15.4	0.4
合 計		4.9

表 7 プラントの試算内訳

4 充当可能な財源との比較

(1) 将来の充当可能額

将来の充当可能額については、旧川島町との合併以降の大型事業が落ち着いた、直近5年間の投資的経費から、大型備品や車両の購入費、他団体に対する整備助成・負担金などを控除し、総合管理計画で対象としている公共施設等の改修・更新等に要した費用のみを抽出し、算定

しました。

その結果、単年度当たりの費用は、公共建築物で30億円、インフラ資産で31億円、プラントで2億円となりました。

(億円)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	平均年額
公共建築物	19.2	34.0	29.9	34.5	30.5	29.6
インフラ資産	44.2	47.8	21.4	22.6	20.1	31.2
プラント	2.1	2.2	1.5	1.7	1.5	1.8

表8 直近5年間の推移

これにより、公共施設等の維持更新費用に対する将来の充当可能額は、単年度当たりで63億円、40年間の総額では2,520億円となりました。

対象物件	年 額	40年間総額
公共建築物	30億円	1,200億円
インフラ資産	31億円	1,240億円
プラント	2億円	80億円
公共施設等	63億円	2,520億円

表9 将来の充当可能額

なお、この費用については、今後控えている本庁舎建設などの大型事業のほか、既存施設等の改修・更新に要する費用など、本市が保有する公共建築物、インフラ資産、プラントを含めた公共施設等の全般に対して充当可能となります。

(2) 維持更新費用と充当可能額との比較

公共施設等の維持更新費用と充当可能額を比較すると、下表のとおりとなり、今後、必要となる維持更新費用に対して、単年度当たりで11億円、今後40年間で450億円の財源不足が見込まれる結果となりました。

(億円)

	単 年 度				40 年 間			
	必 要 額		充当可能額	過不足額	必 要 額		充当可能額	過不足額
	個別	合計			個別	合計		
公共建築物	43	74	63	▲ 11	1,730	2,970	2,520	▲ 450
インフラ資産	26				1,040			
プラント	5				200			

表10 充当可能額との比較

以上のように、今後の財政見通しを踏まえ、限られた財源の中で、公共施設等の維持更新費用に係る財源不足をいかにして縮減するか、また、集中する改修や更新時期をいかにして調整・分散させながら維持更新費用の軽減と平準化を図るかが大きな課題となってきます。

また、今後の市民ニーズや社会情勢の変化に対応して、本市が保有する公共施設等の柔軟な活用と効率的な運用など、最適化に向けた公共施設等マネジメントの実現に向けて検討していくことが必要となります。

5 課題の整理

これまで述べてきた、本市の人口推計や財政状況、保有する公共施設等に関する現状について分析を行った結果、以下の課題が抽出されます。

- 本市が保有する公共建築物の整備水準は、他の地方自治体と比較して低くなっているものの、特に、昭和 40 年代半ば以降に集中的に整備された学校教育施設を中心に、今後、一斉に改修や更新時期を迎えることになります。
- ほぼ全ての公共建築物において、ここ数年の施設利用者数に大幅な増減はなく、概ね横ばいで推移しているが、大幅に利用者数が減少している施設も一部みられます。
- 厳しい財政状況が続くことが予想される中、今後、必要となる公共施設等の維持更新費用に対して、単年度当たりで 11 億円の財源不足が見込まれます。
- 今後、公共施設等の老朽化が進行する中、人口減少や少子高齢化の進展等により、地域コミュニティの希薄化なども懸念されることから、市民ニーズや社会情勢の変化に対応するほか、地域特性等にも配慮した柔軟な対応が求められます。

第4章 公共施設等マネジメント基本方針

1 計画期間

総合管理計画は、公共施設等の寿命が長期に及ぶことや将来の人口や財政見通し等をもとに中長期的な視点が不可欠であること、また、今後の公共建築物の改修や更新時期を考慮し、平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間を対象期間とします。

2 目標

これまで述べてきたとおり、本市が保有する公共建築物は、他の地方自治体と比較して、低い整備水準となっていますが、今後の財政見通し等を考慮すると、現在と同種、同規模で今後も保有し続けることは、難しい状況となっています。

その一方で、本市が保有する公共建築物は、今後、一斉に改修や更新時期を迎えることとなりますが、同時に地域社会が期待する公共建築物の役割や機能を見直し、必要性の高いサービスへの転換など、時代に即した新しいまちづくりの創造と公共サービスのあり方を検討する機会として捉えることができます。

こうしたことから、今後の公共建築物は、「総量抑制」を念頭に置いた上で、複雑・多様化する市民ニーズや地域課題、社会情勢の変化等に的確に対応しながら、複合化や多機能化、広域化などによるスケールメリットを活かした付加価値の高い施設への更新等を進め、施設総量の適正化を図るとともに、まちの魅力と活力の向上につなげていくことが重要となります。

また、今後、更新時期の集中により、特定の時期に大きな財政負担を強いられることが予想されるため、管理手法の見直しや適正かつ計画的な維持管理の推進により施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減と平準化に向けた取り組みが必要となります。

一方、インフラ資産・プラントについては、市民の暮らしを支える社会基盤が形成されている実情を考慮すると、総量抑制は困難であることから、財政状況等を踏まえながら、計画的かつ効率的な維持管理・修繕・更新を実施し、現状を維持することが必要となります。

以上のことを踏まえ、将来にわたり、市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立した都市経営の確立を目指すため、本市の公共施設等に対する目標を以下のとおり示します。

【目標】

・・・ 市民サービスの維持・向上を実現できる

持続可能で自立した都市経営の確立に向けて ・・・

○公共建築物の施設総量の適正化に努めます。

○公共施設等の長寿命化の推進と維持更新費用の軽減・平準化に努めます。

○効率的な施設運営による維持管理経費の縮減に努めます。

3 基本方針と取組み

目標達成に向けた基本方針と、その取組内容を以下のとおり示します。

＜基本方針1＞ 施設総量の適正化の推進

○ 「量」と「質」の最適化による適正な施設配置の推進

公共建築物の状況や利用実態の把握、周辺施設との配置バランス、施設の役割などを踏まえ、その必要性等を十分に検証した上で、行政サービスの水準を維持できるよう、「量」と「質」の最適化を図るとともに、地域の実情に応じた適正な施設配置を推進します。

○ 施設の複合化・多機能化と統廃合の検討

公共建築物の大規模修繕や更新を行う場合には、提供すべき行政サービスの水準や施設機能、施設の利用状況等を十分に検証した上で、同種の機能を持つ施設の集約や異なる機能を持つ施設の複合化・多機能化、存続意義の薄れた施設の廃止などについて、地域特性にも十分配慮した柔軟な視点で検討します。

○ 施設の規模縮小の検討

公共建築物の更新時において、引き続き、単独の用途による利用形態が必要な施設については、施設の利用状況や必要な施設機能等を十分に検証した上で、行政需要に合わせた施設規模の縮小を検討します。

○ 広域連携による施設の相互利用や共同設置の検討

公共建築物によっては、複数の自治体による広域的な対応が効率的かつ効果的な場合もあるため、同一生活圏を構成する周辺自治体との広域連携による施設の相互利用や共同設置の可能性を検討します。

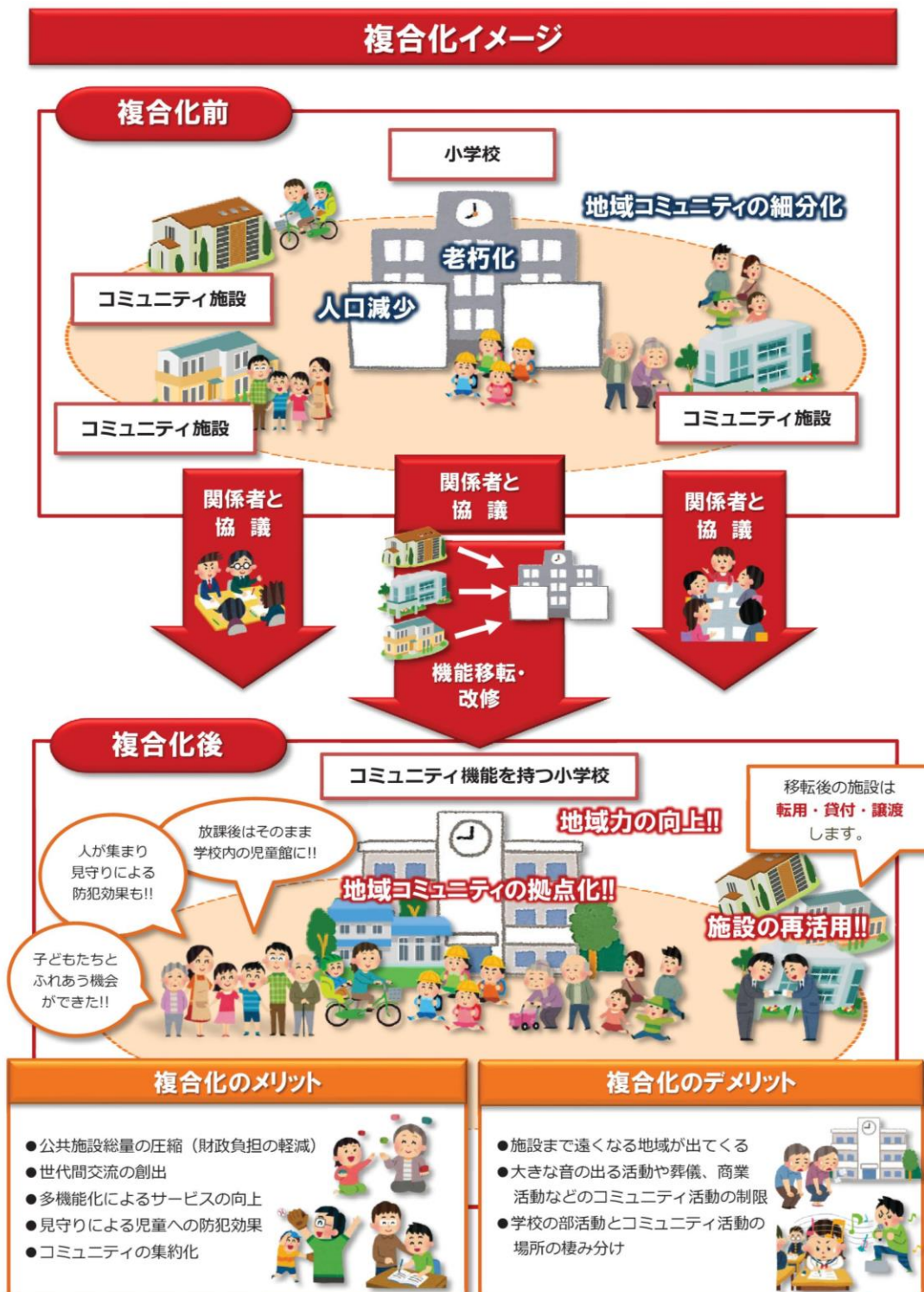


図 26 公共建築物複合化のイメージ

《基本方針２》 計画的な維持管理と長寿命化の推進

○ 点検・診断の実施による安全性の確保

公共施設等の劣化や機能低下を未然に防ぎ、長期にわたり安全・安心かつ快適に利用できるよう、定期的な点検・診断を実施する必要があります。そのため、日常及び定期的な自主点検を実施するとともに、法令等に基づく定期点検の着実な実施により、劣化や損傷状況を的確に把握し、施設の安全確保を図ります。

○ 計画的な維持管理の推進

従来の不具合が発生してから修繕等を実施する「事後保全」型の維持管理から、施設の劣化状況を把握し、不具合が発生する前に計画的に修繕等を実施する「予防保全」型の維持管理に転換し、劣化範囲の拡大を抑制することで維持管理コストの縮減及び平準化を図ります。

○ 長寿命化の推進

定期的な点検・診断の実施と予防保全型の維持管理を徹底することにより、施設を健全な状態で維持しながら、使用年数の延長を図るとともに、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び平準化を図ります。

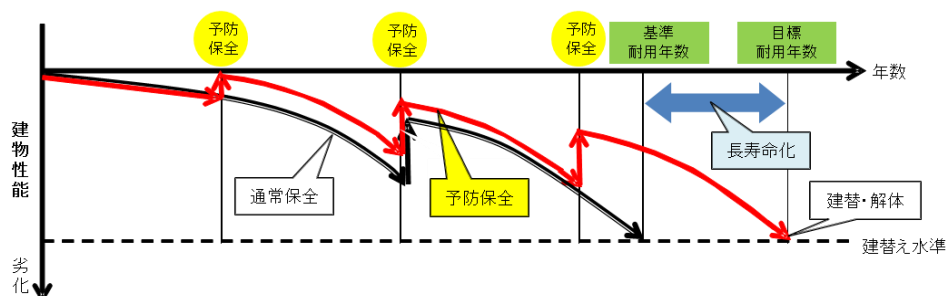


図 27 長寿命化とコストの変化

○ 耐震化の推進

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、特に、庁舎は、防災拠点として重要な役割を担う施設となります。そのため、平常時の利用者の安全確保や災害時の拠点施設としての機能確保を図るため、必要な耐震性能を満たしていない施設については、重要性や緊急性のほか、施設の用途や利用実態、将来見通しなどを考慮した上、計画的に耐震化を実施します。

また、橋梁等のインフラ資産については、市民生活における重要性や緊急性等の観点から優先度を判断しながら、計画的に耐震化を推進します。

〈基本方針３〉 効率的な施設の運営と経費の削減

○ 施設運営経費の削減

設備機器の更新を行う際には、断熱性能の向上やＬＥＤ照明等の高効率設備機器の導入等による省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、電力自由化に対応した電力調達などにより光熱水費を抑制することで、施設運営経費を削減と環境負荷の低減を図ります。

○ 受益者負担の適正化

公共施設等の利用者と未利用者との負担の公平性、公正性を確保するため、社会経済情勢の変化を的確に捉え、施設の設置目的やサービスの性格、維持管理コストなどを踏まえてた施設使用料や減免制度の見直しにより、受益者負担の適正化を図ります。

○ 市民協働、民間活力の導入

厳しい財政状況が続くと予想される中、複雑・多様化する市民ニーズに対応し、公共施設等の整備、更新、維持管理及び運営を継続的に行っていくためには、行政による対応だけでは限界があります。そのため、市民に身近な施設については、地域による維持管理や企画・提案など、市民参画を推進するとともに、民間委託や指定管理者制度、ＰＰＰ／ＰＦＩ^(※)手法の導入など、民間のノウハウや創意工夫、資金等の活用を図ることとで、より一層、市民協働や民間活力の導入を推進します。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、官と民が役割を分担し、公共施設の整備やサービスの提供、公有資産を活用した公共事業等を実施する手法の総称です。中でもPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）は、民間の資金と経営能力、技術力等を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等の業務の全部、または一部を民間が行うことで、民間が持つ自主性と創意工夫を発揮する制度で、PPPの代表的な手法のひとつです。

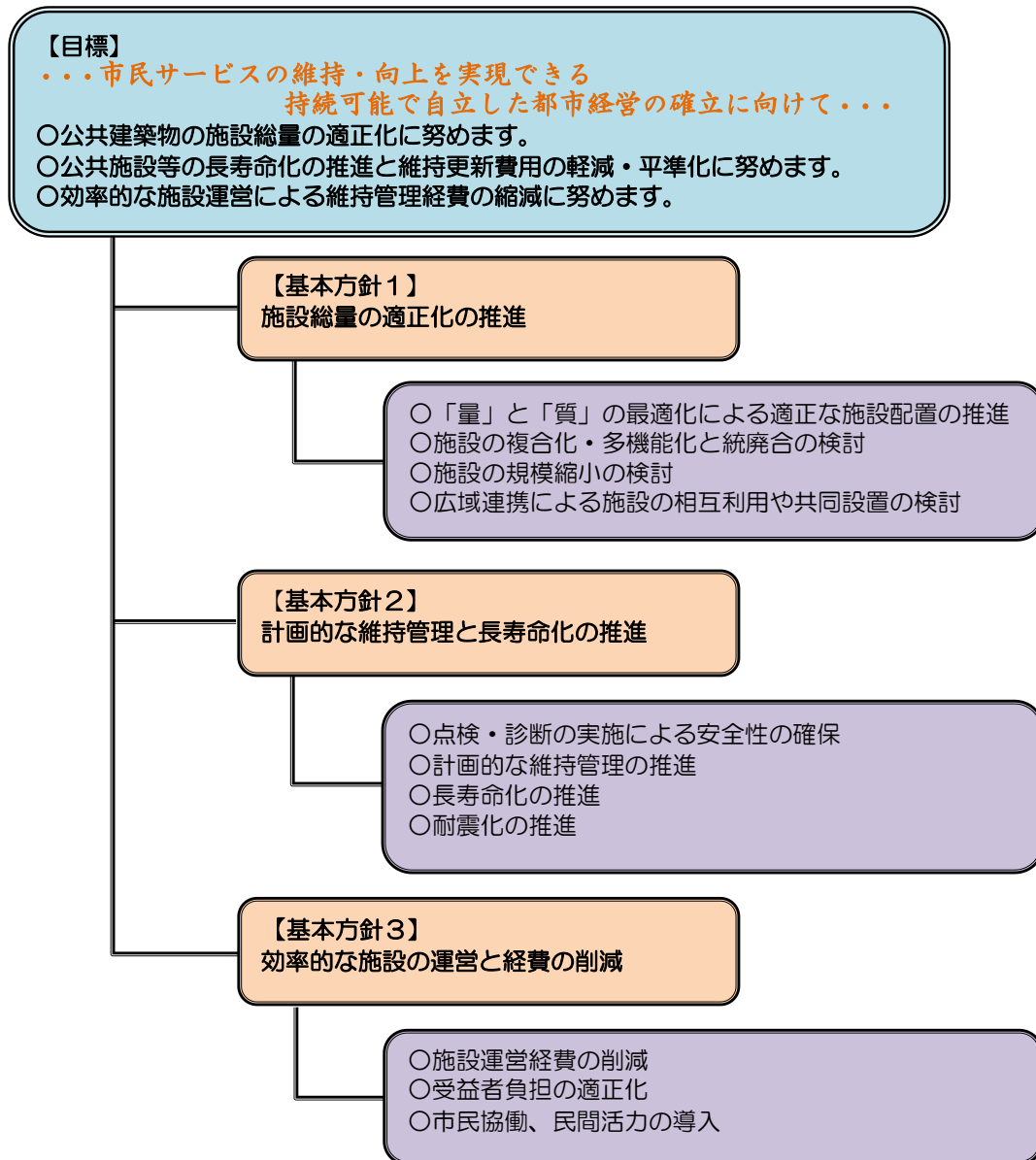


図 28 取組みの体系

4 施設類別に応じた基本方針

(1) 公共建築物

○ 市民文化系施設

主 な 施 設	箇所数	39	延床面積	20,494 m ²
公民館、集会場、文化会館				

- ・文化会館は、本市の文化発信拠点として、今後も多くの市民に利用されることを考慮し、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

- ・集会場や公民館は、地域コミュニティ活動の拠点として利用されていることや、地域の防災拠点としての機能を有していることを考慮し、現在の保有施設を今後も同様に維持することとしますが、更新を行う場合には、施設の利用実態等を踏まえ、他施設との複合化や集約化などについて検討します。

○ 社会教育系施設

主 な 施 設	箇所数	8	延床面積	19,077 m ²
中央図書館、もりの本やさん、かかみがはら航空宇宙科学博物館 村国座、天狗谷遺跡保存施設 等				

- ・中央図書館やもりの本やさんは、多くの市民に利用されることを考慮し、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- ・かかみがはら航空宇宙科学博物館は、航空宇宙技術発展の歴史をたどることができる、国内最大規模の希少価値の高い施設です。また、村国座などの文化財施設は、本市の歴史文化を後世に伝える大切な施設となっており、これらの施設には代替性がないため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- ・今後、これらの施設については、市民との協働・連携の推進や、指定管理者制度などの民間活力の導入を含めた効果的な運営方法を検討します。

○ スポーツ・レクリエーション系施設

主 な 施 設	箇所数	18	延床面積	22,993 m ²
市民球場、総合体育館、市民プール、地区体育館、川島スポーツ広場 弓道場、リバーサイド21、少年自然の家 等				

- ・安全かつ快適にスポーツ・レクリエーションを行うことができる環境づくりを念頭に置いて、現在利用されている施設の長寿命化や利便性の向上を図ります。
- ・施設の改修を行う際には、高齢者や障がいのある人が快適に利用できるようバリアフリー化を進め、使い勝手に配慮した環境づくりに努めるとともに、この取組みについて、市民に分かりやすく周知を行います。
- ・老朽化等により大規模修繕や更新を行う場合には、今後予想される少子高齢化や人口減少を見据え、市民の利用ニーズや市域全体のバランスなどを考慮した上で、施設の集約化や再配置について検討します。
- ・また、近隣自治体との施設の相互利用や、更新を行う場合の共同設置などによる維持管理コストの縮減の可能性を検討します。

○ 産業系施設

主 な 施 設	箇所数	3	延床面積	1,996 ㎡
南産業会館、東亜町会館、勤労会館				

- ・産業の発展と勤労者の福祉及び文化の向上を図るため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- ・今後、当初の施設設置目的に対し、その必要性和市民の利用ニーズとの整合を検証し、乖離がある場合には、施設の用途変更や廃止などについて検討します。

○ 学校教育系施設

主 な 施 設	箇所数	29	延床面積	188,067 ㎡
小学校、中学校、特別支援学校、給食センター 等				

- ・各学校は、生徒の安全な学習環境の確保と災害時における地域の防災拠点としての機能を確保するため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- ・今後、少子化の進展により、児童生徒数の減少が予想されることから、中長期的な児童生徒数の見通しを注視しつつ、教育環境の向上と教育諸条件の改善の観点から、学校規模の適正化について検討します。
- ・学校の再編が必要となる場合には、地域コミュニティの核となる学校の重要性を考慮し、保護者や地域の意向を十分に踏まえながら、隣接学区との調整による統合や、周辺の公共施設機能との複合化、更新時の規模縮小など、地域活力を維持する観点から、多角的な視点で慎重に検討します。
- ・給食センターは、学校規模の適正化と効率的な施設運営を念頭に置いて、給食調理場を単独校からセンター校への切り替えを検討するとともに、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

○ 子育て支援施設

主 な 施 設	箇所数	14	延床面積	13,241 ㎡
保育所、子ども館				

- ・子育て支援施設は、今後も子育て家庭を支える拠点として広く活用を図ります。
- ・保育所は、女性の社会進出等により、今後も利用ニーズが高まってくることが予想さ

れるため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

- また、民間活力の活用を視野に入れた上で、今後の入所児童数の推移を見極めながら、公立保育所の配置・規模等の適正化について検討します。
- 子ども館は、地域の子育て拠点として、親子のふれあいや子育て中の親同士の交流の場となることから、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

○ 保健・福祉施設

主 な 施 設	箇所数	20	延床面積	27,717 ㎡
川島会館、慈光園、稲田園、福祉の里、総合福祉会館、福祉センター 等				

- 保健・福祉施設は、高齢化の進展等により、施設の利用ニーズが高まってくることが想定されるため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- また、社会保障制度の見直しや、市民の福祉ニーズの多様化に柔軟に対応するため、施設の用途・利用形態の見直しにより、保有する施設の積極的な活用を図ります。
- 今後、施設の老朽化の進行や利用者数の大幅な減少がある場合には、他施設との複合化や統廃合などについて検討します。

○ 行政系施設

主 な 施 設	箇所数	42	延床面積	36,719 ㎡
本庁舎、産業文化センター、市民サービスセンター、消防本部、消防署所、大佐野倉庫 等				

- 行政系施設は、市民の暮らしを支える重要な施設であるため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- また、市役所本庁舎については、多くの市民が利用することや災害時の総合的な防災拠点として重要な役割を担うため、建替えにより施設の耐震性を高め、継続した市民サービスの提供を図ります。

○ 公営住宅

主 な 施 設	箇所数	3	延床面積	22,465 ㎡
雄飛ヶ丘第1・第2市営住宅、旭ヶ丘市営住宅				

- 公営住宅は、住宅セーフティネットの中核としての役割を果たし、その入居需要は依

然として高いことから、耐震化を実施し、居住者の安全を確保するとともに、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

- 一方、近年では、民間の賃貸住宅の空き家・空室が増加傾向となっていることから、大規模修繕や更新を行う場合には、民間の住宅供給状況や入居需要、本市の公的住宅確保水準等を考慮しながら、公営住宅のあり方について慎重に検討を進めた上、整備方針を決めていきます。

○ 公園系施設

主 な 施 設	箇所数	74	延床面積	1,701 m ²
各都市公園施設（管理棟、便所、倉庫 等）				

- 公園系施設は、公園・緑地等の存続に同調して保有することとなるため、計画的な修繕等により、長寿命化を図ります。

○ 供給処理施設

主 な 施 設	箇所数	3	延床面積	18,673 m ²
北清掃センター、クリーンセンター 等				

- 供給処理施設は、市民生活を支える上で欠くことのできない施設であるため、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

○ その他

主 な 施 設	箇所数	21	延床面積	14,049 m ²
瞑想の森市営斎場、公衆便所、駐輪場 等				

- 瞑想の森市営斎場は、市民生活にとって欠くことのできない施設であるため、今後も、施設の利用状況を把握しながら、適正な設備規模を保持するとともに、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。
- 多くの人が往来する駅や観光地には、公共サービス提供の観点から、公衆便所や駐輪場などを整備していますが、今後も、施設の利用状況を踏まえ、継続して公共サービスを提供する必要がある場合には、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図ります。

(2) インフラ資産

○ 道路

- ・落石や法面崩壊など、道路交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を中心に、道路ストック防災修繕事業による点検を実施し、損傷や劣化の早期発見に努め、災害の未然防止と道路の安全確保を図ります。
- ・交通量や路線の重要性に応じた管理手法を導入し、優先順位を定めた上で、計画的な補修を実施し、維持管理コストの縮減及び平準化を図ります。
- ・道路の新設を行う場合には、財政状況や事業効果等を総合的に勘案し、整備方針を決めていきます。

○ 橋梁

- ・橋長 15m以上の橋梁は、道路法に基づく法定点検を実施するとともに、「各務原市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、必要な修繕を実施することで長寿命化を図り、維持管理コストの縮減及び平準化を図ります。
- ・また、橋長 15m未満の橋梁についても、法定点検を実施し、損傷や劣化の早期発見に努め、長寿命化を図ります。
- ・なお、点検については、マルチコプターなどの建設ロボットの導入を積極的に取り入れ、点検費用の縮減に向けた取組みを推進します。
- ・橋梁の耐震化は、交通量や道路網における路線の重要性、代替性を十分に検証し、優先順位を定めた上で、計画的に進めます。

○ 公園・緑地等

- ・遊具等の公園施設は、「各務原市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・更新を図ります。
- ・公園・緑地等の新規整備やリニューアル整備を行う場合には、計画策定段階から市民や地元自治会の参画と合意形成を図っていくことで、市民協働による維持管理体制を構築します。
- ・民間の開発行為により帰属された狭小公園は、利用状況や周辺の公園の配置状況などを踏まえ、地元自治会と協議の上、集約化などの再編を進めます。
- ・少子高齢化や環境問題、価値観の多様化など、社会情勢が変化する中、公園・緑地等のストック効果を一層高めるため、官民連携による管理運営を進めるとともに、多様化する市民ニーズに対応した公園・緑地等の多機能化を図ります。

- また、新たな行政需要を把握する中で、行政や地域の課題解決に向けた幅広い用途での活用など、これからのまちづくりに対応した新たな公園・緑地等の利活用について検討します。

○ 農業用水路

- 原則として転用が認められない、農業振興地域内農地及び第 1 種農地（10ha 以上の規模の一団の農地）については、今後も農地として適正に保全する必要があるため、計画的な修繕や改修により、農業用施設の長寿命化を図ります。

○ 下水道

- 地方公営企業法適用の義務化により、公営企業会計へ移行することで、経営状況や財政状況の一層の明確化と経営の効率化、健全化を図るとともに、「（仮）各務原市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画的に施設の長寿命化や更新等を図ります。

○ 上水道

- 安全で安心な水道水を安定供給するため、効率的で健全な事業経営に努めるとともに、「各務原市水道ビジョン」等に基づき、浄水施設や配水池の耐震化及び主要な水道管路の計画的な更新により、耐震性能を高めます。

（3） プラント

○ 環境衛生施設

- 日常点検と定期点検を確実に実施し、設備の状態把握に努め、損傷箇所の早期発見、早期修繕により、持続的な施設の運用を図ります。
- また、基幹的な設備機器類については、耐用年数に応じた計画的な更新の実施により、長寿命化を図ります。

第5章 計画推進へ向けた取組み

1 庁内推進体制の構築

総合管理計画の対象は、本市が保有する全ての公共施設等であることから、全庁的な体制で取組みを推進する必要があります。そのため、企画財政部門が中心となり、専門技術者の知見を取り入れながら、施設所管課とともに、庁内横断的な体制を構築し、総合管理計画の推進に向けて取り組んでいきます。

なお、技術評価部門は、技術的な検証を実施する部門となるため、土木・建築・電気等の専門的な知識と経験を有する技術職員で構成し、専門技術力の向上にむけて、継続的に技術職員を養成していきます。

また、公共建築物の所管課においては、「各務原市公有財産及び債権の管理に関する規則」に基づき、適正に物件を把握・管理するとともに、データベース化による情報の一元化を図ります。

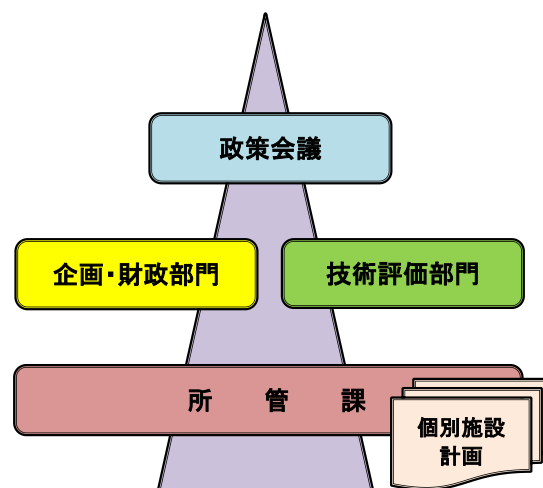


図 29 庁内推進体制

さらに、総合管理計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが、本市が保有する公共施設等の状況や将来見通しを十分に理解した上、経営的な視点を持って取り組んでいくことが必要となるため、研修会等を通じて、職員の公共施設等マネジメントに関する理解を深めるとともに、認識の共有を図っていきます。

2 市民との情報共有

総合管理計画の取組みは、本市が保有する公共建築物の総量抑制等を基本とすることから、厳しい財政見通しや公共施設等の現状など取組みの背景や取組状況等について、市民や議会に対して、随時、情報提供を行い、市全体で認識の共有を図ります。

情報提供を行う際には、根拠のある客観的な数値データの提示や要点を絞り込んだ発信、一時的に大量の情報を発信しないなど、情報発信の方法を工夫し、分かり易く説明することで、理解が深まるよう努めます。

また、施設の見直しを行う場合には、その施設が真に地域住民をはじめとする市民全体の需要に即したものであるか、施設利用者の意見だけでなく、潜在的なニーズについ

ても市民アンケート等により把握に努めるとともに、統計データを活用した将来の需要動向を予測するなど、中長期的な視点を持って、将来需要を適切に見極めながら、見直しを検討していきます。

なお、施設の廃止や統廃合を行う場合には、市民生活への影響も懸念されることから、地域住民等の意向を踏まえながら、利用者との合意形成に努めていきます。

3 個別施設計画の策定

個別施設計画については、総合管理計画で示した施設類別に応じた基本方針を踏まえ、各インフラの所管省庁が公表する技術的助言等も参考にしながら、個別施設の特長や緊急性等に応じて順次策定していきます。

また、既に策定済みの個別施設計画については、改定時等において、総合管理計画との整合性を確保した上、適切に見直しを行っていきます。

なお、施設の状態変化に応じて、個別施設計画に見直しの必要性が生じた場合には、適宜、改定を行います。

4 フォローアップの実施方針

この総合管理計画に基づく取組みについては、施設所管課へのヒアリング等により、取組状況を確認するなど、定期的なフォローアップを実施します。

また、計画期間の中間時期に当たる 10 年後を目途に全般的な見直しを行うこととしますが、社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、適宜、見直しを行います。

各務原市公共施設等総合管理計画

発行日 平成29年3月

発 行 各務原市

編 集 各務原市 企画総務部 企画政策課

電 話 058-383-1111（代表）